

広報川越

No.1414

平成30年5月10日

(毎月10日・25日発行)



4月8日に行われた県指定無形民俗文化財「老袋の万作」の様子。関連記事は裏表紙

あなたのため、大切な人のため、特定健康診査を受けましょう：6
後期高齢者医療健康診査・人間ドック、歯科健康診査を受けましょう：7
平成30年度は固定資産税「評価替え」の年です：8

* 川越市ホームページ(<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)でも、広報川越をご覧になれます。

●「社協だより」が折り込まれています。



開催会場

障害のある方の軽自動車税を減免

市民税課 ☎224・5637

☎226・2540

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は軽自動車税が減免になります。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も減免の対象です。減免には申請が必要です。昨年に引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。詳しくは、お尋ねください。

申請方法…5月31日(木)までに直接同課(本庁舎2階)

必要書類…平成30年度軽自動車税納税通知書・実際に運転する方の運転免許証・各手帳・マイナンバーカードまたは番号確認書類(マイナンバー通知カード等)および身元確認書類(運転免許証等)など

三輪以上の軽自動車税について

市民税課 ☎224・5637

☎226・2540

三輪以上の軽自動車の税率(税額)

は、初度検査年月(最初に新規検査を受けた年月。車検証に記載)によって税率が異なり、初度検査年月から13年を経過した車両は、重課税率となります。また、平成29年4月1日から同30年3月31日までに初度検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの(基準を満たすもの)は、グリーン化特例が適用されます。税率等について詳しくは、市ホームページまたは軽自動車税納税通知書をご確認ください。

付加年金で年金を増やせます

市民課 ☎224・5764

☎226・5091

付加年金は、国民年金第1号被保険者を対象にした国民年金制度独自の上乗せの年金です。定額の国民年金保険料に加算して付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

納付は、申し込んだ月の分からで、さかのぼっての納付はできません。納付期限は翌月末日で、国民年金保険料と併せて納付します。

対象…第1号被保険者(農業・自営業・学生などで、65歳までの任意加入被保険者を含む)

*保険料の納付を免除されている

通知書などを5月10日に発送しました

名称	対象	問い合わせ
軽自動車税納税通知書兼領収証書	平成30年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者	市民税課 ☎224・5637 ☎226・2540
固定資産税・都市計画税納税通知書	平成30年1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	資産税課 ☎224・5642 ☎226・2539

市税などの納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
軽自動車税	5月31日(木)	収税課 ☎224・5686 ☎226・2538
固定資産税・都市計画税(第1期)		

平成30年度市・県民税課税証明書等の発行開始日のお知らせ

対象	発行開始日	問い合わせ
市・県民税が全額給与から差し引きされている方(特別徴収)	5月11日(金)	市民税課 ☎224・5640 ☎226・2540
市・県民税を自分で納付、または年金から差し引きされている方(普通徴収等)	6月8日(金)	

方、国民年金基金に加入している方、60〜64歳で国民年金に任意加入していない方、65歳以上の方は納付できません。

月数

付加保険料(月額) : 400円
支給される付加年金額(年額) : 200円×付加保険料を納付した

申し込み…年金手帳・マイナンバーカードまたは番号確認書類(マイナンバー通知カード等)および身元確認書類(運転免許証等)・印鑑を持参し、直接同課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所

市民センター・南連絡所

5月27日(日)はごみゼロ運動

資源循環推進課 ☎239・6267

Fax 239・5054

ごみゼロ

運動は、道路や公園などの公共の場に落ちているごみや空き缶などを拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをするための運動です。



当日は、家庭ごみや粗大ごみを回収する日ではありません。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

環境美化活動への支援

ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーの貸し出しを行っています。

また、川越県土整備事務所では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「川の国応援団美化活動団体支援制度」があり、ごみ袋の支給などの支援を行っています。支援

等について詳しくは、同事務所 ☎243・2020にお尋ねください。

雨水対策施設の設置補助

下水道課 ☎223・0331

Fax 223・0208

雨水が河川等へ流れ込むのを一時的に抑えたり、貯めた雨水の有効利用をするための雨水対策施設(仮設建築物を除く)を設置する方に費用の一部を補助します。

対象の雨水対策施設は、市の基準を満たす、浸透ます(4基まで)・小型貯留槽(2基まで)です。規格に適合しないものは、補助の対象とならない場合があります。補助には、工事着工前の申請が必要です。

対象：市内在

住(営利目的、過去に

最大限度の

補助金交付

を受けた方

を除く)

補助額：設置

工事に要し

た経費の2

分の1また

は下表の限

度額のいず

補助限度額

種類	浸透ます	小型貯留槽
1基	19,000円	19,000円
2基	33,000円	38,000円
3基	46,000円	
4基	58,000円	

れか小さい額

*補助額中、1000円未満の端数は切り捨てます。

*浸透ます・小型貯留槽を併せて設置する場合、それぞれの基数に応じた額が限度額です。

工業統計調査にご協力を

情報統計課 ☎224・6185

Fax 224・2449

6月1日を基準日として、工業統計調査を全国一斉に実施します。この調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は中小企業の施策や地域振興などの基礎資料となります。

5月中旬から、県知事が任命した、調査員証を持った調査員が対象事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。

調査票の回答内容は、統計法に基づき厳重に保護されます。

市民聖苑葬儀

斎場 ☎226・0090

Fax 226・7088

市民聖苑および斎場の小式場では、市民聖苑葬儀を利用することができます。市民聖苑葬儀は、明確な料金体系に基づき、標準的な葬儀を行うものです。

市民聖苑葬儀を利用する場合は、

葬儀取扱店にその旨を伝えてください。金額は税別です。希望によりオプション制度を利用することができます。

基本料金(15万円以内)

- ①企画運営進行管理料、②安置・納棺・出棺および斎場立ち会い奉仕料、③霊柩車または搬送車1日間、④司会進行料2日間、⑤式場設営等人員費、⑥棺台、⑦副葬品等一式、⑧位牌等一式、⑨受付用品一式、⑩骨壺一式

*棺および骨壺は、大きさにより料金が変わります。

付帯料金(8万5000円以内)

- ①写真代(カラー)、②会葬礼状、③寝台車代、④枕飾り料、⑤ドライアイス1回分、⑥祭壇用盛り物、⑦後飾りおよび仏具一式

オプション制度(20万円以内)

棺・副葬品・骨壺・写真などについて、基本料金や付帯料金以上のものにしたい場合に利用することができます。

市民聖苑葬儀料金には含まれないもの

- ①火葬料等斎場使用料、②市民聖苑使用料、③僧侶等謝礼、④通夜振舞い・精進落し等飲食代、⑤会葬御礼および香典返し

高速バス活用のススメ

交通政策課 ☎224-5519 ☎225-9800

公共交通機関利用促進のためのさまざまな取り組みの一環として、市では、川越駅西口に「高速バス専用のりば」を設置し、市民の皆さんに、より便利に公共交通を利用してもらえる環境を整備しています。観光や帰省など遠方に出掛ける際に、バスを利用してみませんか。また、市内には関越自動車道上に高速バスの「川越的場バス停」があります。

高速バスの行き先や問い合わせ先をまとめた「高速バスマップ」は「川越市バスマップ」の中に掲載されているほか、市ホームページまたは右の2次元バーコードで確認できます。



PICK UP

季節運行 尾瀬直行バス運行開始

5月18日(金)、川越駅西口から尾瀬直行の高速バスが季節運行を開始します。乗車券は事前に購入が必要です。購入方法等について詳しくは、関越交通㈱のホームページまたは尾瀬号案内センター ☎0120-53-0215にお尋ねください。

運行期間…5月18日(金)往路②～10月14日(日)復路③

発着場所…川越駅西口7番のりば

* 復路①②は川越的場を経由。復路③は川越駅西口には停車しません。

運賃…片道3,500円～3,800円

尾瀬直行バスの運行時間

往路	①	川越駅西口発(午前8時10分)→尾瀬戸倉着(午前10時55分)→大清水着(午前11時15分)
	②	川越駅西口発(午後11時35分)→尾瀬戸倉着(翌日午前3時30分)→大清水着(午前3時50分)
復路	①	大清水発(午後1時10分)→尾瀬戸倉発(午後1時30分)→川越駅西口着(午後4時20分)
	②	尾瀬戸倉発(午後2時30分)→川越駅西口着(午後5時20分)
	③	大清水発(午後3時10分)→尾瀬戸倉発(午後3時30分)→川越的場着(午後6時5分)

キテミル川越ショートフィルム大賞を決定します！

～ 入場無料 予約受付中 ～

広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

市内で撮影を行った映像作品のコンテスト「キテミル川越ショートフィルム大賞」。今年は応募のあった13作品のうち、3作品がノミネートされています。

ノミネート作品の上映と大賞の決定をアカデミー賞公認の国際短編映画祭であるショートショートフィルムフェスティバル & アジア 2018 (SSFF & ASIA2018) の中で行います。ゲストは、SSFF & ASIA 代表・別所哲也さん、川越市出身のバイオリニスト・松本蘭さん、東京国際大学教授・渋谷哲也さん。

申し込み方法等について詳しくは、市ホームページをご確認ください。

日時…6月9日(土) 午後1時30分～3時20分 **会場**…表参道ヒルズ スペースオー (東京都渋谷区)



別所哲也さん



松本蘭さん

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●川越市都市計画審議会を開催します 都市計画課 ☎224-5945 ☎225-9800

川越都市計画地区計画の変更についてなど。5月28日(月)午後2時～。南公民館。傍聴は先着5人。受け付けは午後1時40分～。当日直接会場。

ダイオキシン類調査結果

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

昨年度実施した、ダイオキシン類の調査結果は、次のとおりです。

■調査項目・調査日

①大気…春期＝平成29年5月18日～25日▶夏期＝7月13日～20日▶秋期＝10月12日～19日▶冬期＝同30年1月11日～18日

②河川水…平成29年10月5日

③地下水…平成29年10月11日

④河川底質…平成29年10月5日

⑤土壌…平成29年12月1日

■調査方法

環境省が作成したマニュアルなどに従って実施しました。

■調査結果

大気・河川水および地下水・河川底質・土壌について、すべての地点で、環境基準を下回りました。

■市民・事業者の皆さんへ

一定基準を満たさない焼却炉は、家庭用・事業用にかかわらず、使用することはできません。

また、事業者が使用する焼却炉は、全て届け出が必要となります。新たに焼却炉を設置する際には、同課までご連絡ください。

①大気

単位：pg-TEQ/m³

調査地点	ダイオキシン類					環境基準
	春期	夏期	秋期	冬期	年平均	
芳野中学校	0.020	0.10	0.020	0.065	0.051	0.6
下広谷地区	0.024	0.038	0.15	0.067	0.070	
川越測定局	0.013	0.014	0.016	0.045	0.022	
ジョイフル	0.0095	0.017	0.011	0.053	0.023	
鯨井中学校	0.013	0.012	0.024	0.045	0.024	

②河川水

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
初雁橋(入間川)	0.073	1
旭橋(新河岸川)	0.10	
不老橋(不老川)	0.073	

③地下水

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
城南中学校防災井戸	0.062	1

④河川底質

単位：pg-TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
初雁橋(入間川)	0.39	150
旭橋(新河岸川)	2.2	
不老橋(不老川)	1.6	

⑤土壌

単位：pg-TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
高階西小学校	0.11	1,000
初雁中学校	0.54	

環境基準…人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

pg…ピコグラム。1兆分の1グラムのこと

TEQ…ティー・イー・キュー。毒性等量。計測された複数のダイオキシン類の量を、毒性が最も強いダイオキシンとして換算し、合計したもの

*ダイオキシン類の値は、有効数字2桁としています。

ごみ処理とぴつくす
収集時間のズレにご注意を！

資源循環推進課
☎239-6267
☎239-5054

「いつもと収集時間が違う」「段ボールは収集されたのに、雑がみだけ残っている」という経験をしたことはありませんか。

分別していただいた資源を効率よくリサイクルするため、「新聞紙・段ボール・紙パック・雑がみ」と「びん・かん・ペットボトル」は、品目ごとに異なる車両で収集を行う場合があります。そのため、収集時間にズレが生じることがあります。集積所に雑がみが残っているのを見てから段ボールを出したら、段ボールの収集は終わっていた、などということがあるようにご注意ください。



収集時間は交通事情等で前後することがあります。集積所には、収集日の朝8時までに全ての物を出し終えるよう、ご協力をお願いします。

あなたのため、大切な人のため、

特定健康診査を受けましょう

国民健康保険課 ☎224-6147
Fax 224-7318

平成30年度の特定健康診査が6月1日(金)から始まります。対象の方には、5月下旬に受診券を発送します。

対象…40～74歳の市国民健康保険被保険者

＊全国健康保険協会(協会けんぽ)・組合健保・共済組合・国保組合などの方は、加入している健康保険にお尋ねください。

受診期間…6月1日(金)～来年1月31日(休)

＊期間終了間際は混み合います。受診はお早めをお願いします。

■受診の流れ

①受診券が届いたら、健診実施医療機関へ連絡し、日時を予約します。

②当日は、受診券と国民健康保険証を持って受診してください。

■健診内容と費用

	健診内容	費用
セット A	特定健診の基本項目+胸部エックス線撮影・血清クレアチニン・尿酸・貧血検査	無 料
セット B	セット A + 心電図・眼底検査	500円
セット C	セット B + 腹部超音波検査・肺活量・視力・聴力・血液検査・尿検査	8,500円

＊平成30年度からセット C の胃部エックス線検査は、胃がん検診として受診するように変更となりました。詳しくは、受診券と同時に送付する案内をご確認ください。

■第2期保健事業等実施計画(データヘルス計画)を策定しました

特定健診受診率向上や健康寿命延伸を目標とする「川越市国民健康保険 第2期保健事業等実施計画(データヘルス計画)」を策定しました。計画のコンセプトは「あなたのことが心配です 毎年受けよう特定健診」。個人の健診結果を記載した啓発通知を発送するなど、皆さんの健康づくりを応援します。同計画は、市ホームページで確認できます。

受けてよかった「がん検診」

健康管理課 ☎229-4126 Fax 225-2817

平成30年度のがん検診が始まりました。詳しくは、健康づくりスケジュールまたは市ホームページをご確認ください。なお、施設検診(9月分まで)と集団検診についても、先着順で受付中です。空き状況などについて、詳しくはお尋ねください。

■個別検診(委託医療機関で実施)のお知らせ

内容…⑧大腸がん検診、⑨前立腺がん検診、⑩子宮がん検診、⑪乳がん検診、⑫胃がん検診(胃部エックス線検査)、⑬胃がん検診(胃内視鏡検査)、⑭歯周病検診、⑮健康増進健康診査、⑯肝炎ウイルス検診

実施期間…6月1日(金)～来年1月31日(休)

申し込み…⑩⑪⑬⑭⑮は健康づくりスケジュールにあるハガキに必要事項を記入し、同課へ郵送(市ホームページからも可)。⑧⑨⑫⑯は直接委託医療機関

＊⑩⑪⑬⑭⑮は、申し込み後に同課から郵送される受診券が必要となります。

＊平成30年度から開始する⑬胃がん検診(胃内視鏡検査)の第1期分(利用期間6月1日(金)～8月31日(金))に空きがあります。先着順で受付中です。

■がん検診無料クーポン事業のお知らせ

平成30年4月20日現在、市内に住民登録があり下表に当てはまる女性を対象に、がん検診無料クーポン券を5月下旬に発送します。

がん検診無料クーポンの対象者

検診名	年齢	生年月日
子宮頸がん検診	20歳	平成 9年4月2日～同10年4月1日
乳がん検診	40歳	昭和52年4月2日～同53年4月1日

＊表の年齢は、平成30年4月1日現在です。

＊受診日以前に転出した場合は、川越市の検診を受けられません。

＊4月21日以降に転入し、表に該当する方は同課までお尋ねください。



後期高齢者医療健康診査・人間ドック、 歯科健康診査を受けましょう

高齢・障害医療課 ☎224-5842
☎224-7318

健康の保持・増進のため、年に一度は健康診査・人間ドック等を受診しましょう。

詳しくは、5月下旬に発送する受診案内および受診券をご確認ください。実施医療機関一覧は、受診案内に記載されています。

■後期高齢者医療健康診査(無料)

メタボリックシンドロームによる生活習慣病(糖尿病、高血圧症など)の発見に重点をおいた、血液検査や尿検査が中心の健診です。

対象…市内在住の埼玉県後期高齢者医療被保険者
*6か月以上継続して入院中の方、同年度中に国民健康保険の特定健診を受診済みの方などは、対象になりません。

受診期間…6月1日(金)～来年1月31日(休)

申し込み…受診案内および受診券が届いたら、各実施医療機関に直接電話

■後期高齢者医療歯科健康診査(無料)

口腔機能低下や肺炎等疾病の予防のため、歯科健康診査も受診しましょう。

詳しくは、後期高齢者医療健康診査・人間ドック受診券に同封してある受診案内をご確認ください。

対象…市内在住の埼玉県後期高齢者医療被保険者で、平成30年4月1日現在80歳(昭和12年4月2日～同13年4月1日生まれ)の方

受診期間…6月1日(金)～来年1月31日(休)

申し込み…受診案内が届いたら、電話で同課。受診券と実施医療機関一覧を送付します

*平成30年4月1日現在75歳(昭和17年4月2日～同18年4月1日生まれ)の方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合が歯科健康診査を実施します。該当の方には、特定健診・人間ドック受診券とは別に通知を送付します。

●人間ドック(費用=7,000円)

希望者は後期高齢者医療健康診査の内容に、胸部エックス線などが追加される人間ドックを受けることができます。

***平成30年度から胃部エックス線検査は、胃がん検診として受診するように変更となりました。詳しくは、受診券と同時に送付する案内をご確認ください。**

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象が拡大されました

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

高額障害福祉サービス等給付費とは、同一世帯で複数の方が障害福祉サービスや補装具費の購入、障害児入所(通所)支援などのサービスを利用したり、1人の方が複数のサービスを併用したりすることで、1か月の利用負担額の合計が、世帯の基準額を超えた場合に申請することで一部利用者負担額が償還される国の制度です。

4月から「障害者総合支援法」の一部改正により、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象が拡大されました。右記の対象の方で65歳に達した際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した方は、利用者負担を高額障害福祉サー

ビス等給付費により償還します。申請方法等について詳しくは、同課までお尋ねください。

対象…次の項目をすべて満たす方

- 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護・生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
- 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護・通所介護等)を利用する方
- 障害支援区分2以上であった方
- 市町村民税非課税者または生活保護世帯の方
- 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

平成30年度は

固定資産税「評価替え」の年です

資産税課 ☎224・5645

☎226・2539

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方が納める税金で、評価額を基に算定されます。土地と家屋については、原則として3年に1度の基準年度ごとに評価の見直し（評価替え）を行っています。平成30年度は、この基準年度に当たります。評価額等について詳しくは、同課（本庁舎2階）で配布している「固定資産税のしおり」をご確認ください。

* 土地については土地担当☎224・5645、家屋については家屋担当☎224・5684までお尋ねください。

土地の評価替えについて

土地の評価替えについては、地価公示価格や不動産鑑定士の鑑定評価などに基づき、評価額を決定します。

なお、土地の価格は3年間据え置くことが原則ですが、据え置き年度である平成31年度、同32年度において地価が下落している場合で、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正（下落修正措置）を行います。

家屋の評価替えについて

家屋の評価替えについては、固定資産評

価基準に基づき、再建築価格に対して経年減点補正率を乗じて評価額を算出します。

再建築価格とは、家屋を取得する際の売買価格や、建築坪単価などとは異なり、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築する場合に必要なとされる建築費のことです。前回の評価替えで求められた再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じて算出します。

また、経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数経過で生じる損耗による減価を表したもので、構造や種類によって異なります。

なお、算出された家屋の評価額が前年度を上回る場合は、前年度の評価額に据え置きます。

用語解説

● 地価公示価格

地価公示法に基づき毎年発表される1月1日時点の地価

● 市街化区域農地

市街化区域内で生産緑地を除く農地

● 課税標準額

税額を計算する基礎となる額。税額は、課税標準額に税率を乗じて求める

● 固定資産評価基準

総務大臣が定める固定資産の評価基準で、評価の実施方法および手続きを定めたもの

● 再建築費評点補正率

前回評価替えから今回評価替えまでの3年間に生じた建築資材の物価変動率

土地の負担水準と課税標準額について

課税標準額は負担水準によって計算が異なります。今回は、商業地などの宅地、住宅用地・市街化区域農地について解説します。

図 A

商業地など（住宅用地以外の宅地など）

①負担水準が70%超

課税標準額を評価額の70%に引き下げ

②負担水準が60%以上70%以下

前年度課税標準額に据え置き

③負担水準が60%未満

前年度課税標準額に評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額

*③で計算した結果の課税標準額が評価額の60%を超える場合は60%に据え置かれます。また、評価額の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

図 B

住宅用地・市街化区域農地

①負担水準が100%超

課税標準額を評価額（住宅用地の特例等適用後）の100%まで引き下げ

②負担水準が100%未満

前年度課税標準額に住宅用地の特例等を適用した評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額（住宅用地の特例等を適用後の評価額を上限額とします）

*②で計算した結果の課税標準額が評価額（住宅用地の特例等適用後）の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

*住宅用地の特例は、住宅1戸につき200㎡までは、小規模住宅用地の特例として6分の1を、200㎡を超える分については、一般住宅用地の特例として3分の1を評価額に乗じて課税計算を行う特例です。

*市街化区域農地の特例は3分の1となります。

*都市計画税についても、固定資産税と同様の調整措置が行われます。なお、特例率については小規模住宅用地が3分の1、一般住宅用地および市街化区域農地が3分の2となります。

*10ページでは、固定資産税のモデルケースをお知らせします。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成29年度課税標準額}}{\text{平成30年度評価額}} \times 100$$

図 A
商業地などの宅地

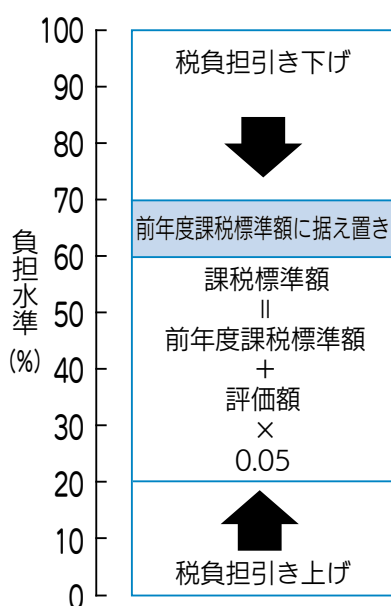
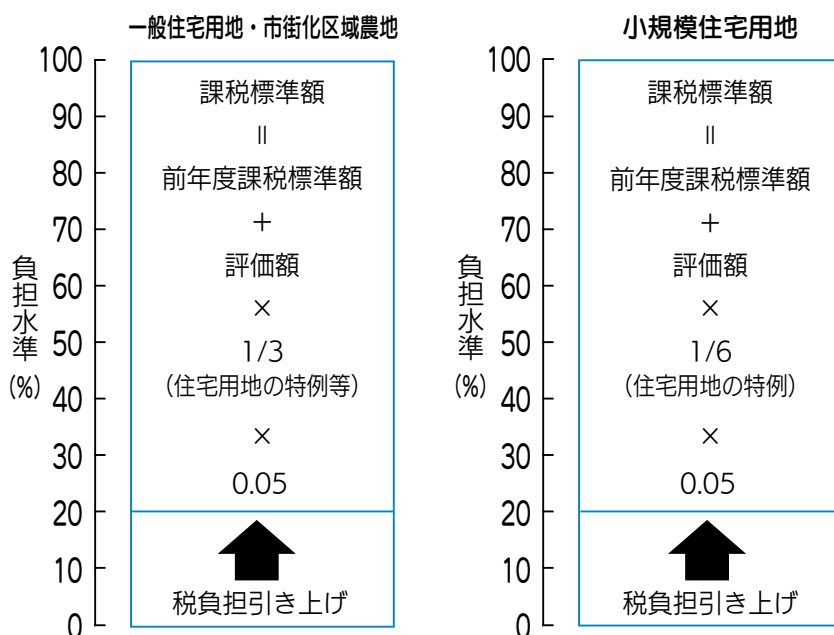


図 B
住宅用地・市街化区域農地



固定資産税のモデルケース

税額は、合計課税標準額の1,000円未満を切り捨てた後に、税率を乗じた額の100円未満を切り捨てて、算出します。また、市街化区域内の土地・家屋については、都市計画税も併せて課税されます。

土地課税の場合

■事例(200㎡の小規模住宅用地1筆)

- 平成29年度課税標準額…3,600,000円
 - 平成30年度評価額…24,000,000円
 - 平成30年度特例後評価額…4,000,000円
- 小規模住宅用地の特例を適用(評価額に1/6を乗じる)。

●上記の場合の固定資産税の求め方

①負担水準の算出

$$\frac{3,600,000\text{円}}{4,000,000\text{円}} \times 100 = 90\% \text{ (負担水準)}$$

②負担水準に応じた調整措置の適用

負担水準が90%なので小規模住宅用地100%未満の調整措置が適用されます(9ページ図B参照)。

$$\begin{aligned} & \text{平成29年度課税標準額} \cdots 3,600,000\text{円} \\ & + \\ & \text{平成30年度特例後評価額の5\%} \cdots 200,000\text{円} \\ & \parallel \\ & \text{平成30年度課税標準額} \cdots 3,800,000\text{円} \end{aligned}$$

③平成30年度の税額算出

$$\begin{aligned} & \text{平成30年度課税標準額} \cdots 3,800,000\text{円} \\ & \times \\ & \text{税率} \cdots 1.4\% \\ & \parallel \\ & \text{平成30年度固定資産税} \cdots 53,200\text{円} \end{aligned}$$

* 平成30年度の評価額が前年度に比べ、下落もしくは据え置きとなっても負担水準が100%未満の土地については、税負担が緩やかに上昇します。

家屋課税の場合

■事例(床面積100㎡、平成28年新築の木造専用住宅)

- 新築時の1㎡当たりの再建築費評点数…105,000点
- 評価額算出の計算で生じた1円未満の額は切り捨て
- 新築後3年間の軽減措置適用

●平成29年度の固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{新築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \cdots 105,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \cdots 80\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \cdots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \cdots 100\text{㎡} \\ & \parallel \end{aligned}$$

$$\text{平成29年度評価額および課税標準額} \cdots 8,316,000\text{円} \textcircled{A}$$

$$\text{軽減税額} \cdots \textcircled{A} \times 1.4\% \times 50\% = 58,212\text{円} \textcircled{B}$$

$$\text{平成29年度固定資産税額} \cdots \textcircled{A} \times 1.4\% - \textcircled{B} = 58,200\text{円} \textcircled{1}$$

●評価替えによる平成30年度固定資産税

$$\begin{aligned} & \text{新築時の1㎡当たりの再建築費評点数} \cdots 105,000\text{点} \\ & \times \\ & \text{再建築費評点補正率} \cdots 105\% \text{ (建築物価変動率)} \\ & \times \\ & \text{経年減点補正率} \cdots 75\% \\ & \times \\ & \text{再建築費評点数1点当たりの価格} \cdots 0.99\text{円} \\ & \times \\ & \text{床面積} \cdots 100\text{㎡} \\ & \parallel \end{aligned}$$

$$\text{平成30年度評価額および課税標準額} \cdots 8,186,000\text{円} \textcircled{C}$$

$$\text{軽減税額} \cdots \textcircled{C} \times 1.4\% \times 50\% = 57,302\text{円} \textcircled{D}$$

$$\text{平成30年度固定資産税額} \cdots \textcircled{C} \times 1.4\% - \textcircled{D} = 57,300\text{円} \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} \cdots \text{前年に比べ、900円の減少}$$

創業に関する相談会を開催しています

産業振興課 ☎224-5934

Fax 224-8712

専門の相談員が、創業に関する経営相談を行っています。
時間…午前10時～午後4時(相談時間は50分) **会場**…ウェスタ川越 創業支援ルーム **定員**…各先着5人 **経費**…無料
申し込み・問い合わせ…各相談日の前日、正午までに電話・ファクスで創業・ベンチャー支援センター埼玉 ☎048-711-2222 ☎048-857-3921 (同センターホームページからも可)

■女性創業相談会

日程…毎月第2木曜日(祝日を除く) **対象**…創業を考えている女性または創業後間もない女性

■セカンドキャリア(シニア)創業相談会

日程…毎月第2土曜日(祝日を除く) **対象**…創業を考えている50歳以上



市長 からの 手紙

75 ロボットの時代に

4月6日付の新聞に、人工知能(AI)に関する気になる記事が2つほど掲載されていました。

1つは英国発の「ロボット兵器の開発競争」と題するコラム記事で、要旨は、「人工知能(AI)を用いる兵器の研究センターを開設したある国の科学技術機関に対し、世界の代表的なロボット工学の研究者五十数人が、ロボット兵器の開発につながる恐れがあるとして、協力の停止を表明した」という内容でした。人の操作に頼らない自律型兵器は、数か国が開発中で、ある国の防衛産業がすでに開発したロボットは、人の操作を介さず標的を識別し追尾して破壊する能力を持つということです。

もう1つの記事は連載もので、IT(情報技術)大手4社の売上高が急膨張していて、新たな独占の形が生まれつつあるという内容です。

最近頻繁にマスコミに登場する自動運転自動車をはじめ、向こう10年から15年のうちには、現在ある人間の仕事の6割(不正確です)が機械に取って代わられるという報道もあります。

現在、日本は少子化・高齢化・人口減少という大きな社会的課題を抱えていますがAIを駆使した機械の発達、日本の課題を解決する1つの道を示唆しているという考えもあります。すなわち、介護をはじめ労働力の不足はAIを用いたロボット・機械で補うという方法です。現在のAIでは、人の感情面での行動や反応の模倣はできませんが、いずれこの領域でもAIが人と同じように機能できる可能性はありそうです。

この考えを極端に進めると、労働力としての人間はいらなくなるという状況から、そもそも人間は不要であるという状況にたどり着いてしまうのではないのでしょうか。軍隊もロボットで構成して、有事の場合はロボットが出動するような世界は、既視感があります。映画で大ヒットした「ターミネーター」の世界が現実になりそうな気がしてきます。ロボットの活躍が現実になった今、ロボットは人間のためにあるというルールを確立しておく必要があると思います。

川越市長 川合善明

ともに支え合い、暮らししていくまち 2

障害者福祉課 TEL 224-5785

Fax 225-3033

聴覚障害について

聴覚障害は、その原因(生まれつきか、病気や事故によるものか)や聞こえ方の程度(全く聞こえない、聞こえにくいなど)が、個人によりさまざまです。

コミュニケーションを取る際は、筆談や手話を活用しましょう。

また、話をする場合には次のポイントに気をつけてみてください。

■ ゆっくり、はっきりと話す

大声で話すとは逆に聞き取りにくくなる場合があります。普通の声でゆっくり、はっきりと言葉を区切りながら話しましょう。

■ マスクを外しましょう

話している相手の口の動きを読み取って話の内容を補っている方もいるので、話す時にはマスクを外しましょう。

■ 肢体不自由について

病気やけがなどによって体に障害があり、立つ・座る・歩く・物を持ち運ぶなどの日常生活が困難で、車いすやつえ、義足などが必要な方がいます。



サポートする時は、まず声を掛け、相手がどのような支援を必要としているのか確認しましょう。また、必要に応じて周囲の協力を求めましょう。

■ 障害者用駐車スペースの適正利用を

公共施設や商業施設の駐車場には、通常の駐車スペースよりも幅の広い「障害者用駐車スペース」が設けられていることがあります。

これは、車いすを使用している方や、つえを使っている方などの乗降に必要な幅を確保した駐車スペースです。必要のない方は使用しないようにしましょう。



織物市場の地下を探る

江戸時代から明治時代にかけて、川越は全国有数の織物の集散地でした。しかし、機械化の遅れ、経済恐慌により次第に衰退してしまします。この織物業界の不振を挽回するため、明治43年(1910)に建設されたのが川越織物市場です。

建設当時の姿をよく残すことから平成17年に市指定文化財となり、現在、市では、保存整備のため大規模な解体修理を行っています。このたび、この解体修理に併せて建物下の発掘調査を行い、いくつかの注目すべき発見がありました。

一つは、礎石の下基礎構造が明らかとなったことです。建物の重量のかかる礎石の沈下を防ぐため、礎石の下を一辺50cm、深さ50cmの方形に掘りくぼめ、栗石と粘土を入れて突き固めていました。これは江戸時代以来の伝統的な工法です。

もう一つは、建物の下から江戸時代の地下室が発見されたことです。この地下室は使われなくなったあと、17世紀後半から18世紀後半の陶磁器や製鉄の際の大量の残留物を含む土砂で埋められていました。「元禄七年川越古絵図」には周辺に鉄砲鍛冶の「国友佐五右エ門」の名があり、これに関わる遺構と考えられます。



礎石の基礎構造
(発掘調査中)



織物市場礎石
(発掘調査前)



コチョウラン

チョウのような美しい花をたくさん咲かせる、コチョウラン

そんなコチョウランを川越から全国に出荷しているのが、愛興洋蘭園(古谷上)の松本景さんです。開花と出荷のタイミングを合わせるのが難しく、「南国から仕入れた苗を、温度や湿度が管理されたハウスで、通常よりも長い期間をかけて、大きな花に育てています」と松本さん。ハウス内は、日光が十分に当たるように株を配置し、水の与え方にも気を使っています。

近年は資材の高騰などが続き、松本さんの悩みは尽きませんが「ブランドとして全国に認められ

るランを作りたい」との思いから、花持ちがよく、より美しいランの生産を目指し、日々努力を続けています。



愛興洋蘭園のコチョウランは、市内の生花店や、同園ホームページから購入できます。

心を込めて栽培された美しい花で部屋を明るく彩ったり、大切な人へ感謝の気持ちを贈ったりしてはいかがでしょうか。

この時期に市内の直売所などで購入できる主な川越産野菜

フキ・チンゲンサイ・キヌサヤ・ネギ・ブロッコリー・トマト・ホウレンソウ・キャベツ・キュウリ・カブ・レタス・ダイコン・新タマネギ・ソラマメ・スナップエンドウ・コマツナ



踊など、歌と踊り、笑いのある伝統芸能に、多くの方が見入っていました。

芸 能が始まると、緊張気味の子どもたちが「下妻踊り」を披露。また、老袋万作保存会による万作芝居「焼山峠」や女性による新舞

当日は、老袋万作保存会長を50年以上務め、後継者の養成や万作の保存と伝承にご尽力された前会長・関根次太郎さんへ市から感謝状が贈呈されました。

境内に設けた舞台で、万作踊りや芝居を奉納し、五穀豊穡を祈願する行事です。

新

緑の木々の隙間から、日の光が差し込む老袋

氷川神社で、4月8日に県指定無形民俗文化財に指定されている「老袋の万作」が行われました。この祭事は、毎年

4月の第二日曜日に行われ、境内に設けた舞台で、万作踊りや芝居を奉納し、五穀豊穡を祈願する行事です。

編集後記
どんぐり

広報川越1414

発行日/平成30年5月10日(毎月10日・25日発行)

発行/川越市 〒350-8601埼玉県川越市元町1丁目3-1 <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>
049-224-8811(代表) 049-225-2171

編集/広報室

私的利用の範囲を除き、記事や写真の無断転載を禁止します。

この印刷物は、グリーン購入法に適合する紙を使用し、印刷用の紙へ、リサイクルできます。

リサイクル適性(A)

Fontworks
UDFont

「声の広報川越(CD)」 「点字広報川越」を作成しています。ご希望の方は、広報室までご相談ください。
224-5495 225-2171